

地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する住民に対し、住民が上水道の供給を受けるための上水道配水管布設工事の施工に要する経費について、予算の範囲内において、補助することにより、住民への安全な飲料水の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水汚染 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下、「省令」という。）に規定する表の上欄に掲げる事項（ただし、3号から21号に限る。以下、「水質基準項目」という。）につき、同表の下欄に掲げる基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目（ただし、アルキル水銀、PCB、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブに限る。以下、「環境基準項目」という。）につき、同表の基準値の欄に掲げる数値及び地下水の性状、状況などを勘案し市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）につき、飲用に適すると考えられる基準に適合しない地下水の状態のことをいう。
- (2) 上水道配水管布設工事 未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年4月1日施行。以下、「県要綱」という。）又は千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下、「市要綱」という。）に基づく未普及地区配水管布設工事のことをいう。
- (3) 飲料水 地下水で日常生活の飲料用として使用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県要綱第2条第2号及び市要綱第2条第3号に規定する申請者で、地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用している住民であり、上水道配水管布設工事に伴い工事に要する費用の一部を負担するもの（以下、「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）に基づき補助を受ける者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、上水道配水管布設工事の施工に係る費用のうち、千葉県企業局又は千葉市水道局(以下、「水道局」と総称する。)の設計及び積算による上水道配水管布設工事に要する費用について、県要綱又は市要綱の定めるところにより、補助対象者が負担する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付の申出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申出者」という。)が交付の申出を行う。ただし、単一の上水道配水管布設事業において、申出者に該当するものが複数いる場合にあっては、代表者一人を定め、当該代表者(以下「代表申出者」という。)が申出を行う。

2 申出者及び代表申出者(以下「申出者等」という。)は、上水道配水管布設工事における水道局への負担金支払い後速やかに、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申出者が申出する場合においては、第5号及び第6号に定める書類を除く。

(1) 飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目及び必要項目(ただし、省令に規定する水道基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準に適合しない項目に限る。)に係る計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下、「環境計量士」という。)が発行したものに限り。)又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書

(2) 上水道配水管布設工事に関し県要綱又は市要綱の定めるところにより締結された協定(以下「協定」という。)における協定書の写し

(3) 協定に基づき水道局に負担金を支払ったことを証する書類

(4) 布設箇所図面

(5) 代表申出者以外の補助対象者による、代表申出者の権限に関する委任状(別紙1)

(6) 補助対象者の名簿及び負担金内訳(様式第2号)

3 市長は、前項の申出を審査し、適当と認めた場合は地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付回答書(様式第3号 その1)により、不適当と認めた場合は地

下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金不交付回答書（様式第3号 その2）により申出者等に通知するものとする。

（事業内容の変更等に係る報告）

第7条 前条第2項の規定により申出書を提出した申出者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに市長に報告するものとする。

- （1）上水道配水管布設事業を中止又は廃止する場合
- （2）上水道配水管布設事業が予定の期間内に完了しない場合
- （3）補助対象者もしくは補助対象経費が変更となる場合
- （4）その他上水道配水管布設事業の内容を変更する場合

2 前項の規定により報告するときは、軽微な変更を除き、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業変更（中止・廃止）届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする申出者（以下「申請者」という。）及び代表申出者（以下「代表申請者」という。）は、上水道配水管布設工事の完了後、工事完了日の翌年度末日までに、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、申請者が申請する場合においては、第4号及び第5号に定める書類を除く。

- （1）飲料水の水質について水質基準項目、環境基準項目及び必要項目（ただし、省令に規定する水道基準項目の基準、告示に規定する環境基準項目の基準値及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準に適合しない項目に限る。）に係る計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下、「環境計量士」という。）が発行したものに限り。）又は別に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書（第6条第2項第1号に定める書類の写しでも可）
- （2）協定に基づき水道局に負担金を支払い、その精算を行ったことを証する書類
- （3）上水道配水管布設工事が完了したことを証する写真（着工前・工期中・完了後各1枚以上）
- （4）代表申請者以外の補助対象者による、代表申請者の権限に関する委任状（別紙1）
- （5）上水道配水管布設工事完了時の補助対象者の名簿及び負担金内訳（様式第2号）

（補助金の交付決定及び額の確定通知）

第9条 市長は、前条の申請兼報告を受けたときは、当該配水管布設事業が完了したこ

とを確認するとともに、これを審査のうえ適当と認めた場合は、補助金の額を確定したうえで地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第6号 その1）により、不相当と認めた場合は地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金不交付決定通知書（様式第6号 その2）により申請者及び代表申請者（以下「申請者等」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 申請者等は、補助金の交付の請求をしようとするときは、前条の規定により地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第6号 その1）を受けた後、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付請求書（様式第7号）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

（補則）

第11条 この要綱の運用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の地下水汚染地区上水道配水管布設事業補助金交付要綱は、平成4年度分の補助金から適用し、平成3年度分までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。
- 2 この改正後の地下水汚染地区上水道配水管布設事業補助金交付要綱は、平成4年度分の補助金から適用し、平成3年度分までの補助金については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成7年4月1日以後の改正要綱第6条の

規定による申出に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成9年4月1日以後の改正要綱第6条の規定による申出に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以後の改正要綱第6条の規定による申請に係る補助金から適用し、施行日前の第6条の規定による申出に係

る補助金については、なお従前の例による。

- 3 市は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。